

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

規	則
---	---

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

政 策 局	人口減少問題対策室
-------	-----------

人口減少問題対策に係る総合的な企画及び推進に関すること。

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道財務規則の一部を改正する規則

附 則

- 1 この規則は、平成26年11月4日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道財務規則第167条第3項の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については適用し、同日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

北海道告示第728号

平成26年10月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 4 の事項中(13)を(15)とし、(8)から(12)までを(10)から(14)までとし、(7)の次に次のように加える。

(8) 給与所得に係る所得税等の控除

契約の相手方が個人である場合にあっては、この契約に係る契約代金は、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得に該当するので、その支払に当たっては、同法第183条第1項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）第28条第1項に基づき所得税及び復興特別所得税を控除して支払う。

(9) 報酬、料金等に係る所得税等の控除

契約の相手方が個人である場合にあつては、この契約に係る契約代金は、所得税法

(昭和40年法律第33号)第204条第1項各号に規定する報酬、料金等に該当するので、その支払に当たっては、同項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)第28条第1項に基づき所得税及び復興特別所得税を控除して支払う。
